

平成十八年法律第八十七号

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 被害回復給付金の支給
  - 第一節 通則(第三条・第四条)
  - 第二節 犯罪被害財産支給手続
    - 第一款 手続の開始等(第五条―第八条)
    - 第二款 支給の申請及び裁定等(第九条―第十三条)
    - 第三款 支給の実施等(第十四条―第十七条)
  - 第四款 特別支給手続(第十八条―第二十条)
  - 第五款 手続の終了(第二十一条)
  - 第六款 被害回復事務管理人(第二十二条―第二十七条)
  - 第七款 雑則(第二十八条―第三十四条)
- 第三節 外国譲与財産支給手続(第三十五条―第三十九条)
- 第三章 不服申立て等(第四十条―第四十八条)
- 第四章 雑則(第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条・第五十一条)
- 附則
- 第一章 総則
  - (目的)
  - 第一条 この法律は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十三条第二項各号に掲げる罪の犯罪行為(以下「対象犯罪行為」という。)により財産的被害を受けた者に対して、没収された犯罪被害財産、追徴されたその価額に相当する財産及び外国譲与財産により被害回復給付金を支給することによって、その財産的被害の回復を図ることを目的とする。(定義)
  - 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
    - 一 犯罪被害財産 組織的犯罪処罰法第十三条第二項に規定する犯罪被害財産をいう。
    - 二 被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次章第二節又は第三節の規定によりその金額が算出されるものをいう。
    - 三 給付資金 組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定により没収された犯罪被害財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭(当該犯罪被害財産が金銭であるときは、その金銭)、組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定により追徴された犯罪被害財産の価額に相当する金銭又は第三十六条第一項の規定による外国譲与財産の換価若しくは取立てにより得られた金銭(当該外国譲与財産が金銭であるときは、その金銭)であつて、検察官が保管するものをいう。
    - 四 支給対象犯罪行為 第五条第一項又は第三十五条第一項の規定によりその範囲が定められる対象犯罪行為をいう。
    - 五 外国犯罪被害財産等 外国の法令による裁判又は命令その他の処分により没収された財産又は追徴された価額に相当する金銭(日本の裁判所が言い渡した組織的犯罪処罰法第十三条第三項の規定による犯罪被害財産の没収の確定裁判の執行として没収された財産及び組織的犯罪処罰法第十六条第二項の規定による犯罪被害財産の価額の確定裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭を除く。)であつて、日本国の法令によれば対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産若しくは当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの価額に相当する金銭に当たるものをいう。
    - 六 外国譲与財産 外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭であつて、外国から譲与を受けたものをいう。
    - 七 費用 この法律の規定による公告及び通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして法務省令で定める費用をいう。
    - 八 費用等 費用及び第二十六条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)に規定する被害回復事務管理人の報酬をいう。
- 第二章 被害回復給付金の支給
  - 第一節 通則
    - (被害回復給付金の支給)
    - 第三条 国は、この法律の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であつてこれにより財産を失つたものに対し、被害回復給付金を支給する。

2 国は、前項に規定する者(以下「対象被害者」という。)について、相続その他の一般承継があつたときは、この法律の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復給付金を支給する。

3 該対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為  
 検察官は、前二項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を二以上に区分して定めるときは、その範囲ごとに、第一項に規定する没収の裁判で示された犯罪被害財産(一の犯罪被害財産が異なる支給対象犯罪行為の範囲に属する対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産から形成されたものであつて額又は数量により区分することができないものである場合においては、当該犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られる金銭の価額)又は同項に規定する追徴の裁判で示された犯罪被害財産の価額を区分するものとする。

4 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその

5 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

6 検察官は、前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

7 前二項の規定は、前条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

8 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその

9 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

10 検察官は、前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

11 前二項の規定は、前条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

12 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその

13 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

14 国は、前項に規定する者(以下「対象被害者」という。)について、相続その他の一般承継があつたときは、この法律の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、被害回復給付金を支給する。

15 該対象犯罪行為及びこれと一連の犯行として行われた対象犯罪行為  
 検察官は、前二項の規定により支給対象犯罪行為の範囲を二以上に区分して定めるときは、その範囲ごとに、第一項に規定する没収の裁判で示された犯罪被害財産(一の犯罪被害財産が異なる支給対象犯罪行為の範囲に属する対象犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産から形成されたものであつて額又は数量により区分することができないものである場合においては、当該犯罪被害財産の換価又は取立てにより得られる金銭の価額)又は同項に規定する追徴の裁判で示された犯罪被害財産の価額を区分するものとする。

16 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

17 検察官は、前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

18 前二項の規定は、前条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

19 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその

20 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

21 検察官は、前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

22 前二項の規定は、前条第三項に規定する場合にあつては、支給対象犯罪行為の範囲ごとにするものとする。

23 検察官は、確定した二以上の犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判について前条第一項の規定により定められた支給対象犯罪行為の範囲が同一であるときは、これらの裁判で示された犯罪被害財産又はその価額(既に犯罪被害財産支給手続が開始されているものを除く。)を同一の裁判で示された犯罪被害財産又はその

24 検察官は、前条第一項に規定する裁判で示された犯罪被害財産又はその価額について、これを給付資金として保管するに至つたときは、遅滞なく、当該給付資金から被害回復給付金を支給するための手続(以下「犯罪被害財産支給手続」という。)を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点における給付資金をもつては犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他その時点においては犯罪被害財産支給手続を開始することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

25 検察官は、前条第一項に規定する裁判の執行として没収された財産若しくはその換価若しくは取立てにより得られた金銭又は当該裁判の執行として追徴された価額に相当する金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを給付資金として保管する前に、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をすることができ

価額とみなして、第一項又は第二項の決定をすることができる。

(公告等)

第七条 検察官は、犯罪被害財産支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、次に掲げる事項(前条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。)を官報に掲載して公告しなければならない。

- 一 犯罪被害財産支給手続を開始した旨
- 二 犯罪被害財産支給手続を行う検察官が所属する検察庁
- 三 支給対象犯罪行為の範囲
- 四 当該決定の時に掲げる給付資金の額
- 五 支給申請期間
- 六 その他法務省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる支給申請期間は、同項の規定による公告があった日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知られているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(犯罪被害財産支給手続の不開始)

第八条 検察官は、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないと認めるときは、犯罪被害財産支給手続を開始しない旨の決定をするものとする。

2 検察官は、前項の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第二款 支給の申請及び裁定等

(支給の申請)

第九条 被害回復給付金の支給を受けようとする者は、支給申請期間内に、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、検察官に申請をしなければならない。

一 申請人が対象被害者又はその一般承継人であることの基礎となる事実

二 支給対象犯罪行為により失われた財産の価額

三 控除対象額(支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合(当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。)における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。)

四 その他法務省令で定める事項

2 前項の規定による申請をした対象被害者について、当該申請に対する次条又は第十一条の規定による裁定が確定するまでの間に一般承継があつたときは、当該対象被害者の一般承継人は、支給申請期間が経過した後であつても、当該一般承継があつた日から六十日以内に限り、被害回復給付金の支給の申請をすることができる。この場合において、当該一般承継人は、法務省令で定めるところにより、同項に規定する申請書に同項第一号及び第二号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付して、これを検察官に提出しなければならない。

3 前二項の規定による申請その他この法律に基づく手続を代理人によりしようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合を除き、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人としなければならない。

(裁定)

第十条 検察官は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、支給申請期間が経過したとき(その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき)は、遅滞なく、その申請人が被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当するかどうかの裁定をしなければならない。前条第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る一般承継があつた日から六十日が経過したとき(その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき)も、同様とする。

2 検察官は、被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定(以下「資格裁定」という。)をするに当たっては、その犯罪被害額(支給対象犯罪行為により失われた財

産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額をいう。以下同じ。)を定めなければならない。この場合において、資格裁定を受ける者で次の各号に掲げる者に該当するものが二人以上ある場合におけるその者に係る犯罪被害額は、当該各号に定める額とする。

- 一 同一の支給対象犯罪行為により同一の財産を失った対象被害者又はその一般承継人 当該財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該対象被害者又はその一般承継人の数(同一の対象被害者の一般承継人が二人以上あるときは、これらを一人とみなす。)で除して得た額(同一の対象被害者の一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人については、この額を当該一般承継人の数で除して得た額)
- 二 前号に掲げる者のほか、同一の対象被害者の一般承継人 当該対象被害者に係る支給対象犯罪行為により失われた財産の価額から控除対象額を控除して検察官が定める額を当該一般承継人の数で除して得た額

3 前項後段に規定する場合において、当該資格裁定を受ける者のうちに各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意をした者があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該合意をした者に係る犯罪被害額は、同項後段の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合を乗じて得た額とする。

第十一条 検察官は、被害回復給付金の支給の申請があつては、一般承継があつた日から六十日(経過した後)にされたものであるとき、その他不適法であつて補正することができないものであるときは、その申請を却下する旨の裁定をしなければならない。

2 検察官は、申請人が、第二十八条第一項の規定による報告、文書その他の物件の提出又は出頭を命ぜられた場合において、正当な理由がなくしてこれに応じないときは、その申請を却下する旨の裁定をすることができる。

(裁定の方式等)

第十二条 前二条の規定による裁定は、書面をもつて行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印をしなければならない。

2 検察官は、裁定書の謄本を申請人に送達しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送達することができないときは、検察官が裁定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもって同項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

(裁定表の作成等)

第十三条 検察官は、第十条又は第十一条の規定による裁定をしたときは、次に掲げる事項を記載した裁定表を作成し、申請人の閲覧に供するため、これを当該検察官が所属する検察庁に備え置かなければならない。

- 一 資格裁定を受けた者の氏名又は名称及び当該資格裁定において定められた犯罪被害額(資格裁定を受けた者がいないときは、その旨)
- 二 その他法務省令で定める事項

第三款 支給の実施等

(支給の実施等)

第十四条 検察官は、すべての申請に対する第十条又は第十一条の規定による裁定、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続に要する費用の額が確定したとき(第六条第二項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合であつて、当該確定の時点において、同条第一項に規定する犯罪被害財産又はその価額についてこれを給付資金として保管するに至っていないときは、当該給付資金を保管するに至つたとき)は、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、被害回復給付金の支給をしなければならない。

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、資格裁定により定められた犯罪被害額の総額(以下この項及び第十六条第二項において「総犯罪被害額」という。)が、給付資金の額から犯罪被害財産支給手続に要する費用等の額を控除した額を超えるときは、この額に当該資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額の総犯罪被害額に対する割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その他のときは、当該犯罪被害額とする。

3 検察官は、第一項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載し、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 検察官は、第一項の規定にかかわらず、被害回復給付金の支給を受けることができる者の所在が知れないことその他の事由により当該被害回復給付金の支給をすることができないときは、第三十一条第一項に規定する期間が経過するまでの間、当該被害回復給付金に相当する金銭を保管するものとする。この場合において、当該保管に係る金銭は、第二十六条第一項及び第三十四条の規定の適用については、給付資金に含まれないものとする。

第十五条 検察官は、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定又は費用の額の一部が確定していない場合であっても、資格裁定を受けた者（当該資格裁定が確定している者に限る。）に対し、被害回復給付金の支給を受けることができるものと見込まれる者の利益を害しないことが明らかであると認められる額の範囲内において相当と認められる額の被害回復給付金の支給をすることができるとする。

2 検察官は、前項の規定により被害回復給付金を支給した場合において、前条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額すべてが確定したときは、遅滞なく、資格裁定を受けた者に対し、同条第二項の規定により算出される支給すべき被害回復給付金の額から前項の規定により支給された被害回復給付金の額を控除した額の被害回復給付金の支給をしなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により支給する被害回復給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「額」とあるのは、「額（次条第一項の規定により支給された被害回復給付金の額を含む）」と読み替えるものとする。

第十六条 検察官は、犯罪被害財産支給手続において、第十四条第一項に規定する裁定、報酬の決定及び費用の額が確定し、かつ、資格裁定を受けた者について被害回復給付金の支給等（同項、前条第一項若しくは第二項若しくはこの項の規定による被害回復給付金の支給又は第十四条第四項前段（前条第三項及びこの条

第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。第十八条及び第二十一条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）をした後に、当該犯罪被害財産支給手続に係る給付資金を新たに保管するに至った場合（当該犯罪被害財産支給手続の終了後にこれを保管するに至った場合を含む。）において、既に支給した被害回復給付金（第十四条第四項前段の規定により被害回復給付金に相当する金銭が保管された場合において、当該金銭を含む。次項において「既支給被害回復給付金」という。）の額が犯罪被害額に満たないときは、当該資格裁定を受けた者に対し、当該新たに保管するに至った給付資金から被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、その時点における給付資金をもってはその支給に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては被害回復給付金の支給をすることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により支給する被害回復給付金の額は、総犯罪被害額（総犯罪被害額から既支給被害回復給付金の額の総額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）が、前項に規定する給付資金の額から費用等の額（既支給被害回復給付金の算出において控除した費用等の額を除く。）を控除した額を超えるときは、この額に資格裁定を受けた者に係る犯罪被害額（犯罪被害額から既支給被害回復給付金の額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）の総犯罪被害残額に対する割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その他のときは、犯罪被害残額とする。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により支給する被害回復給付金について準用する。

第十七条 検察官は、資格裁定が確定した者について一般承継があった場合において、その者に支給すべき被害回復給付金でまだ支給していないものがあるときは、その者の一般承継人であつて当該一般承継があつた日から六十日以内

において、当該一般承継があつた日から六十日以内に出向をしたものに対し、未支給の被害回復給付金の支給をしなければならない。この場合において、当該一般承継人は、法務省令で定めるところにより、届出書を検察官に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出をした一般承継人が二人以上ある場合における当該一般承継人に支給する被害回復給付金の額は、同項に規定する未支給の被害回復給付金の額を当該一般承継人の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該一般承継人のうち各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合について合意をした者があつたときは、当該合意をした者に支給する被害回復給付金の額は、この項本文の規定により算出された額のうちこれらの者に係るものを合算した額に当該合意において定められた各人が支給を受けるべき被害回復給付金の額の割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第四款 特別支給手続

第十八条 検察官は、前三款の規定による手続において、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該手続における支給申請期間（第九条第二項の規定による申請にあつては、一般承継があつた日から六十日）内に被害回復給付金の支給の申請をしない者又は前条第一項に規定する一般承継人と同項の届出をしない者（以下「残余給付資金（被害回復給付金の支給等に係る手続が終了した後の残余の給付資金をいう。以下同じ。）から被害回復給付金を支給するための手続（以下「特別支給手続」という。）を開始する旨の決定をするものとする。ただし、その時点において見込まれる残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めるとき、その他その時点においては特別支給手続を開始することが相当でないと認めるときは、この限りでない。）

第十九条 検察官は、特別支給手続を開始する旨の決定をしたときは、直ちに、法務省令で定めるところにより、前三款の規定による手続において公告した第七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を官報に掲載して公告しなければならない。

一 特別支給手続を開始した旨  
二 残余給付資金の額（当該決定の時ににおいてその額が確定していないときは、残余給付資金として見込まれる額）  
三 特別支給申請期間（特別支給手続に係る支給申請期間をいう。以下同じ。）  
四 その他法務省令で定める事項

第二十条 前二款の規定は、特別支給手続について準用する。この場合において、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条第一項中「支給申請期間」とあるのは、「特別支給申請期間」と、第十条第一項中「経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）」とあるのは、「経過したとき」と、第十四条第二項及び第四項中「給付資金」とあるのは、「残余給付資金」と読み替えるものとする。

第五款 手続の終了

第二十一条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をするものとする。  
一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害

をしてもなお給付資金に残余が生ずることが明らかであると認めるとき。

2 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者及び既に第七条第三項本文の規定により通知を受けた者については、この限りでない。

3 検察官は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第一項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者及び既に第七条第三項本文の規定により通知を受けた者については、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による公告及び前項の規定による通知に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第二十條 前二款の規定は、特別支給手続について準用する。この場合において、第九条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十一条第一項中「支給申請期間」とあるのは、「特別支給申請期間」と、第十条第一項中「経過したとき（その時点において、第五条第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分が確定していないときは、当該処分が確定したとき）」とあるのは、「経過したとき」と、第十四条第二項及び第四項中「給付資金」とあるのは、「残余給付資金」と読み替えるものとする。

第五款 手続の終了

第二十一条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をするものとする。  
一 次のイ又はロに掲げる規定により犯罪被害財産支給手続を開始した場合において、被害

回復給付金の支給等をする前に、当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ 第六条第一項 給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

ロ 第六条第二項 犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに足りる給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

二 被害回復給付金の支給等をして給付資金に残余が生じなかつた場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

三 被害回復給付金の支給等をして残余給付資金が生じた場合において、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるとき、その他特別支給手続を開始することが相当でないとき。

四 特別支給手続を開始した場合において、前条において準用する第九条第一項の規定による申請がないとき。

五 特別支給手続において、すべての申請に対する前条において準用する第十条又は第十一条の規定による裁定、当該手続に係る第二十六條第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び当該手続に要する費用の額が確定した場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、

イ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けた者がいないとき。

ロ 前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受けたすべての者について、(被害回復給付金の特別支給等(前条において準用する第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十六条第一項の規定による被害回復給付金の支給又は前条において準用する第十四条第四項前段(第十五条第二項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。))の規定による被害回復給付金に相当する金銭の保管をいう。以下この号において同じ。)をしたとき(当該被害回復給付金の特別支給等に係る額が犯罪被害額に達した場合に限る。)

ハ ロに掲げる場合を除き、前条において準用する第十条の規定による資格裁定を受け

たすべての者について被害回復給付金の特別支給等をした場合において、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

六 前各号に掲げる場合を除き、給付資金をもって犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するに不足すると認めるときは、新たに給付資金を保管することとなる見込みがないとき。

七 検察官は、前項の規定により犯罪被害財産支給手続を終了する旨の決定をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならぬ。

第六款 被害回復事務管理人 (被害回復事務管理人の選任等)

第二十二條 検察官は、弁護士(弁護士法人を含む。)の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一 第七條第三項又は第十九條第三項の規定による通知に関する事務

二 第十条又は第十一条(これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。))の規定による裁定のための審査に関する事務

三 第十三條(第二十条において準用する場合を含む。))の規定による裁定表の作成又は第十四條第三項(第十五條第三項及び第十六條第三項(これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。))並びに第二十条において準用する場合を含む。))若しくは第二十六條第三項の規定による裁定表への記載に関する事務

四 その他法務省令で定める事務(第四十条第一項各号に掲げる処分、決定及び裁定を除く。)

検察官は、被害回復事務管理人を選任したときは、法務省令で定めるところにより、その氏名又は名称、被害回復事務(前項の規定により被害回復事務管理人に行わせることとした事務をいう。以下同じ。))の範囲その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

第二十三條 被害回復事務管理人は、公平かつ誠実に被害回復事務を行わなければならない。検察官は、被害回復事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務に関し報告をさせることができる。

三 検察官は、被害回復事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は適正を欠いていると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、その事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

四 検察官は、被害回復事務管理人が前項の措置を講じないとき、その他重要な事由があるときは、被害回復事務管理人を解任することができる。

五 第三項の規定による指示については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十六条の三の規定は、適用しない。

(訴訟記録の使用等)

第二十四條 検察官は、被害回復事務を行うために必要があると認めるときは、被害回復事務管理人に対し、支給対象犯罪行為に係る被告事件の最終後の訴訟記録を使用させるものとする。

検察官は、被害回復事務を行うため必要があると認めるときは、相当と認めるときは、被害回復事務管理人に対し、支給対象犯罪行為に係る訴訟に関する記録(前項の訴訟記録を除く。))を使用させることができる。

(事務の結果の報告)

第二十五條 第二十二條第一項第二号に掲げる事務を行う被害回復事務管理人は、当該事務を終えたときは、遅滞なく、検察官に対し、書面により、その結果を報告しなければならない。

(被害回復事務管理人の報酬等)

第二十六條 被害回復事務管理人は、給付資金から、費用の前払及び検察官が定める報酬を受けることができる。

第十二條第一項及び第二項の規定は、前項の規定による報酬の決定について準用する。この場合において、同条第二項中「裁定書」とあるのは、「報酬決定書」と、「申請人」とあるのは、「被害回復事務管理人」と読み替えるものとする。

検察官は、第一項の規定による報酬の決定をしたときは、その報酬の額を裁定表に記載しなければならない。

(被害回復事務管理人の秘密保持義務等)

第二十七條 被害回復事務管理人(弁護士法人である場合には、その社員又は使用人である弁護士であつて被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。))又は被害回復事務管理人であつた者は、被害回復事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

二 被害回復事務管理人は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七款 雑則 (調査)

第二十八條 検察官は、犯罪被害財産支給手続における事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

二 被害回復事務管理人は、被害回復事務を行うため必要があると認めるときは、申請人その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償請求権等との関係)

第二十九條 被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

(不正利得の徴収等)

第三十條 犯罪被害財産支給手続において、偽りその他不正の手段により被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、検察官は、国税滞納処分の例により、その者から、その支給を受けた被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

二 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

三 第一項の規定により徴収した金銭は、当該犯罪被害財産支給手続において、第三款及び第四款の規定により被害回復給付金を支給するについては、その徴収の時に新たに保管するに至つた給付資金とみなす。

(権利の消滅等)

第三十一條 犯罪被害財産支給手続において、被害回復給付金の支給を受ける権利は、第十四條第三項(第十五條第三項及び第十六條第三項(これらの規定を第二十条において準用する場合を含む。))並びに第二十条において準用する場合を含む。))の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

二 前項の規定により消滅した権利に係る保管金(第十四條第四項前段(第十五條第三項及び第十六條第三項(これらの規定を第二十条にお





第二十三條	第十九條	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十條の三
第二十五條	又は処分庁の上級行政庁審査庁	
第二十五條	又は審査あつたとき、又は審あつた理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	
第三十條	第四十條及び第四十條以下	
第三十條	審査請求人から反論参加人書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人を審査請求人及びこれを審査び処分庁等に、それ請求人にぞれ	
第三十八條	参加人は、第四十一條参加人は、第四十一條第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間	
第三十八條	第二十九條第四項各第三十二條第三十條第一項若しくは第二項若しくは第二項若しくは	
第五十一條	参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)	
第五十二條	法令の規定により犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十條	
第三項	示された処分	

第四十五條	第四十條第一項各号に掲げる処分等及び第四十條の二に規定する不作為については、審査請求をすることができない。	に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定
第四十六條	第四十條第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する判決を経た後でなければ、提起することができない。	当該処分が取り消され、又は変更された後、当該処分を公示しなければ、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告しなければ
第四十七條	第四十條第一項各号に掲げる処分等の取消し及び当該処分等に係る第四十二條第一項各号に定める裁判の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。	
第四十八條	第四十條の二に規定する不作為に係る第四十二條の二各号に定める裁判の取消しの訴えは、当該不作為に係る検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。	
第四十九條	前二項に規定する処分等又は判決の取消しの訴えは、第四十三條において準用する第十二條第二項の規定による判決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。	
第五十條	前項の期間は、不変期間とする。	
第五十一條	国は、第一項に規定する訴えが、他の申請人に対する第四十條第一項第三号に掲げる裁定又は当該裁定に係る第四十二條第一項各号に定める裁判の取消しを求めるものであるときは、遅滞なく、当該他の申請人に対し、訴訟告知をしなければならない。	
第五十二條	(取消裁判等があつた場合の申請等の効力)	
第五十三條	第五十條第一項若しくは第三十五條第一項の規定による支給対象犯罪行為の範囲を定める処分(以下この条において「旧処分」とい	

第五十條	第二十七條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)	罰則
第五十一條	次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。	雑則
第五十二條	第九條第一項又は第二項(これらの規定を含む。)	第四章 雑則
第五十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第四十九條 (法務省令への委任)
第五十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十條 (法務省令への委任)
第五十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十一條 (法務省令への委任)
第五十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十二條 (法務省令への委任)
第五十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十三條 (法務省令への委任)
第五十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十四條 (法務省令への委任)
第五十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十五條 (法務省令への委任)
第六十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十六條 (法務省令への委任)
第六十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十七條 (法務省令への委任)
第六十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十八條 (法務省令への委任)
第六十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五十九條 (法務省令への委任)
第六十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十條 (法務省令への委任)
第六十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十一條 (法務省令への委任)
第六十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十二條 (法務省令への委任)
第六十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十三條 (法務省令への委任)
第六十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十四條 (法務省令への委任)
第六十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十五條 (法務省令への委任)
第七十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十六條 (法務省令への委任)
第七十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十七條 (法務省令への委任)
第七十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十八條 (法務省令への委任)
第七十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六十九條 (法務省令への委任)
第七十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十條 (法務省令への委任)
第七十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十一條 (法務省令への委任)
第七十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十二條 (法務省令への委任)
第七十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十三條 (法務省令への委任)
第七十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十四條 (法務省令への委任)
第七十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十五條 (法務省令への委任)
第八十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十六條 (法務省令への委任)
第八十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十七條 (法務省令への委任)
第八十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十八條 (法務省令への委任)
第八十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七十九條 (法務省令への委任)
第八十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十條 (法務省令への委任)
第八十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十一條 (法務省令への委任)
第八十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十二條 (法務省令への委任)
第八十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十三條 (法務省令への委任)
第八十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十四條 (法務省令への委任)
第八十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十五條 (法務省令への委任)
第九十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十六條 (法務省令への委任)
第九十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十七條 (法務省令への委任)
第九十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十八條 (法務省令への委任)
第九十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第八十九條 (法務省令への委任)
第九十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十條 (法務省令への委任)
第九十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十一條 (法務省令への委任)
第九十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十二條 (法務省令への委任)
第九十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十三條 (法務省令への委任)
第九十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十四條 (法務省令への委任)
第九十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十五條 (法務省令への委任)
第一百條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十六條 (法務省令への委任)
第一百零一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十七條 (法務省令への委任)
第一百零二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十八條 (法務省令への委任)
第一百零三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第九十九條 (法務省令への委任)
第一百零四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百條 (法務省令への委任)
第一百零五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零一條 (法務省令への委任)
第一百零六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零二條 (法務省令への委任)
第一百零七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零三條 (法務省令への委任)
第一百零八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零四條 (法務省令への委任)
第一百零九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零五條 (法務省令への委任)
第一百一十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零六條 (法務省令への委任)
第一百一十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零七條 (法務省令への委任)
第一百一十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零八條 (法務省令への委任)
第一百一十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百零九條 (法務省令への委任)
第一百一十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十條 (法務省令への委任)
第一百一十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十一條 (法務省令への委任)
第一百一十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十二條 (法務省令への委任)
第一百一十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十三條 (法務省令への委任)
第一百一十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十四條 (法務省令への委任)
第一百一十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十五條 (法務省令への委任)
第一百二十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十六條 (法務省令への委任)
第一百二十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十七條 (法務省令への委任)
第一百二十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十八條 (法務省令への委任)
第一百二十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百一十九條 (法務省令への委任)
第一百二十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十條 (法務省令への委任)
第一百二十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十一條 (法務省令への委任)
第一百二十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十二條 (法務省令への委任)
第一百二十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十三條 (法務省令への委任)
第一百二十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十四條 (法務省令への委任)
第一百二十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十五條 (法務省令への委任)
第一百三十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十六條 (法務省令への委任)
第一百三十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十七條 (法務省令への委任)
第一百三十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十八條 (法務省令への委任)
第一百三十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百二十九條 (法務省令への委任)
第一百三十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十條 (法務省令への委任)
第一百三十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十一條 (法務省令への委任)
第一百三十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十二條 (法務省令への委任)
第一百三十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十三條 (法務省令への委任)
第一百三十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十四條 (法務省令への委任)
第一百三十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十五條 (法務省令への委任)
第一百四十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十六條 (法務省令への委任)
第一百四十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十七條 (法務省令への委任)
第一百四十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十八條 (法務省令への委任)
第一百四十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百三十九條 (法務省令への委任)
第一百四十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十條 (法務省令への委任)
第一百四十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十一條 (法務省令への委任)
第一百四十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十二條 (法務省令への委任)
第一百四十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十三條 (法務省令への委任)
第一百四十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十四條 (法務省令への委任)
第一百四十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十五條 (法務省令への委任)
第一百五十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十六條 (法務省令への委任)
第一百五十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十七條 (法務省令への委任)
第一百五十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十八條 (法務省令への委任)
第一百五十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百四十九條 (法務省令への委任)
第一百五十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十條 (法務省令への委任)
第一百五十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十一條 (法務省令への委任)
第一百五十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十二條 (法務省令への委任)
第一百五十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十三條 (法務省令への委任)
第一百五十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十四條 (法務省令への委任)
第一百五十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十五條 (法務省令への委任)
第一百六十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十六條 (法務省令への委任)
第一百六十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十七條 (法務省令への委任)
第一百六十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十八條 (法務省令への委任)
第一百六十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百五十九條 (法務省令への委任)
第一百六十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十條 (法務省令への委任)
第一百六十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十一條 (法務省令への委任)
第一百六十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十二條 (法務省令への委任)
第一百六十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十三條 (法務省令への委任)
第一百六十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十四條 (法務省令への委任)
第一百六十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十五條 (法務省令への委任)
第一百七十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十六條 (法務省令への委任)
第一百七十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十七條 (法務省令への委任)
第一百七十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十八條 (法務省令への委任)
第一百七十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百六十九條 (法務省令への委任)
第一百七十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十條 (法務省令への委任)
第一百七十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十一條 (法務省令への委任)
第一百七十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十二條 (法務省令への委任)
第一百七十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十三條 (法務省令への委任)
第一百七十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十四條 (法務省令への委任)
第一百七十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十五條 (法務省令への委任)
第一百八十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十六條 (法務省令への委任)
第一百八十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十七條 (法務省令への委任)
第一百八十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十八條 (法務省令への委任)
第一百八十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百七十九條 (法務省令への委任)
第一百八十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十條 (法務省令への委任)
第一百八十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十一條 (法務省令への委任)
第一百八十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十二條 (法務省令への委任)
第一百八十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十三條 (法務省令への委任)
第一百八十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十四條 (法務省令への委任)
第一百八十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十五條 (法務省令への委任)
第一百九十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十六條 (法務省令への委任)
第一百九十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十七條 (法務省令への委任)
第一百九十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十八條 (法務省令への委任)
第一百九十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百八十九條 (法務省令への委任)
第一百九十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十條 (法務省令への委任)
第一百九十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十一條 (法務省令への委任)
第一百九十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十二條 (法務省令への委任)
第一百九十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十三條 (法務省令への委任)
第一百九十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十四條 (法務省令への委任)
第一百九十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十五條 (法務省令への委任)
第二百條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一百九十六條 (法務省令への委任)

第二十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。
第二十四條	第三十九條において準用する場合を含む。)	法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第二十五條	第三十九條において準用する場合を含む。)	附則
第二十六條	第三十九條において準用する場合を含む。)	施行期日
第二十七條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條第一項から第三項までの規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
第二十八條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第二條 削除
第二十九條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第三條 検察官は、外国から外国犯罪被害財産等又はその換価若しくは取立てにより得られた金銭の譲与を受けるため特に必要があると認めるときは、この法律の施行の前において、第三十五條の規定並びに第三十九條において準用する第二十二條第一項、第二十三條第二項から第四項まで、第二十四條及び第二十八條の規定の例により、支給対象犯罪行為の範囲を定めること、被害回復事務管理人を選任し、被害回復事務を行わせることその他の外国譲与財産支給手続を開始するために必要な行為をすることが出来る。
第三十條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第四條 第三十九條において準用する第二十三條第一項及び第二十七條の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人について、第三十九條において準用する第二十七條第一項の規定は前項の規定により選任された被害回復事務管理人であつた者について、それぞれ準用する。
第三十一條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第五條 前項において準用する第三十九條において準用する第二十七條第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第三十二條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第六條 この法律の施行の際現に第一項の規定により選任された被害回復事務管理人である者は、この法律の施行の日、第三十九條において準用する第二十二條第一項の規定により被害回復事務管理人に選任されたものとみなす。
第三十三條	第三十九條において準用する場合を含む。)	第七條 第一項の規定により行われた外国譲与財産支給手続を開始するために必要な行為は、この法

律の施行の日以後は、この法律の規定により当該外国譲与財産支給手続において行われた行為とみなす。

**附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

**第五条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

**第六条** この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

**2** この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの

取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

**3** 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第九条** この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第十条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附則（平成二十六年六月一三日法律第七〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。